

番 号 : 150934
 国 名 : バーレーン
 担当部署 : 中東・欧州部 中東第二課
 案件名 : コストシェア技協 (カイゼン普及)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : カイゼン普及
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年11月下旬から2016年1月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内0. 30M/M、現地0. 40M/M、合計0. 70M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
 4日 12日 2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 11月11日 (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
 提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	カイゼン普及に係る業務
対象国/類似地域	バーレーン/全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

石油資源に乏しいバーレーンは、130万人の人口の半数強を外国人が占め民間部門の80%を外国人労働者に依拠しており、王族がスンニ派である一方、国民の約7割がシーア派である。シーア派国民の動向は内政安定上の重要な要因であり、特に「アラブの春」の後、バーレーン人の雇用機会の創出は重要な国家課題となっている。

この様な背景の中、皇太子直轄の経済開発委員会は国家戦略「経済ビジョン2030」を発表し、民間主導の経済成長促進のための石油収入依存の脱却、産業多角化促進、自国民の労働力向上、2030年までの国民の所得倍増を目指している。

2006年に国家改革イニシアティブの一環で、企業の立上げ・育成や生産性向上に向けた企業や個人の支援を目的として設立されたバーレーンの政府機関である労働基金（TAMKEEN）は、自国民雇用促進（バーレーニゼーション）のための各種研修プログラムを実施しており、中小企業（特に製造業）の品質向上及び経営効率改善は重要課題のひとつとなっている。

TAMKEENは、2008年及び2009年に我が国中東協力センター（JCCME）および在バーレーン日本大使館の協力を得て、「カイゼン」管理セミナーを開催し、日本型経営に関する知見の普及を実施し、好評を博した。今後は、バーレーンの中小企業のうち、特に製造業における品質／生産性向上にかかる具体的な改善を進め、自立的・持続的な経済成長への貢献を目指すべく、まずはパイロット事業として製造業の中小企業5～6社に対し、カイゼン手法に基づく現状診断及び処方箋作成による指導並びに約100社を対象としたセミナー開催の支援がJICAに要請された。

成長著しい中東湾岸諸国との新たなパートナーシップが期待されるなか、バーレーンは2008年度にODA卒業国となったが、2013年5月の安倍首相の中東訪問時に先方政府の経費負担による人材育成支援である「コストシェア技術協力¹」の開始が表明され、本件はその一環として同国における製造業を中心とする中小企業の品質/生産性の更なる向上に向け、本邦よりカイゼン専門家を派遣し、技術的側面からサポートを行うもの。

7. 業務の内容

本業務従事者は、上記「6. 業務の背景」で述べたバーレーンにおける製造業を中心とする中小企業の品質/生産性の更なる向上のために、製造業の中小企業5～6社に対し、カイゼン手法による現状診断及び処方箋の作成による指導の実施及び中小企業約100社を対象としたセミナーの開催が主な業務内容である。具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2015年12月上旬）

- ①バーレーンの中小企業の状況を把握する。
- ②バーレーン側より提供ある製造業の中小企業リストより5～6社のパイロット企業選定。
- ③現地におけるカイゼン指導及びセミナーの日程案（実施枠組み）を作成し、JICA中東・欧州部と協議した上で最終案とする。
- ④本セミナーで使用する教材案を英文で作成し、JICA中東・欧州部と協議した上で最終案とする。
なお教材については、カイゼン概念やその流れを分かりやすく解説すること。
- ⑤教材の最終案を踏まえて、セミナーでの講義内容についてJICA中東・欧州部と詳細を打ち合わせる。

¹ コストシェア技術協力とは、未だ高い人材育成ニーズを抱え、技術協力の実施を必要としている ODA 卒業国、ODA 卒業移行国、高中所得国・地域等の経済社会開発に寄与し、もってこれらの地域と我が国との良好な二国間関係の維持及び増進を図ることを目的に、相手国政府が技術協力に必要な経費を全額又は一部負担し実施する有償の技術協力である。

(2) 現地派遣期間 (2015年12月中旬～12月下旬)

本カイゼン指導及びセミナーの現地開催日程：2015年12月13日（日）～22日（水）を予定。なお、12月18日（金）及び19日（土）は現地休日のため、資料整理日及び今後に向けての提言等の検討に充てる。

- ① 製造業の中小企業5～6社に対するカイゼン手法による現状診断及び処方箋の作成による指導を実施する。
- ② 現地日程のうち1日を、約100社を対象としたセミナー日にあて開催する。
- ③ 本邦で作成したセミナー教材最終案に基づき、セミナー講師を務める。

(3) 帰国後整理期間 (2016年1月初旬)

- ① 業務完了報告書（和文）を作成し、JICA中東・欧州部に報告する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 業務完了報告書（和文3部）
- (2) カイゼン指導書（現状診断書、カイゼン処方箋）
- (3) パイロットカイゼン指導実施を踏まえた今後に向けての提言
- (4) セミナー教材
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照のこと。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び宿泊料
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年12月12日～12月23日を予定（但し、先方との交渉状況により2016年1月に変更となる可能性あり。）。

② 現地での業務体制

本業務従事者の派遣に合わせて、JICA職員（1名）が同行する予定。

③ その他留意事項

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
あり
- エ) 現地日程のアレンジ
あり
- オ) 通訳
なし

(2) 参考資料

特になし。

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であり、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。

② 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA サウジアラビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

③ 不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上